

市職員の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成 25.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度 の人件費比率
	人	千円	千円	千円	%	%
24 年度	205,124	96,749,457	58,468	14,939,920	15.4	14.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 特例市平均 一人当たり 給与費
		給 料	職 員 手 当	期末勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24 年度	1,631	6,558,697	1,120,895	2,371,710	10,051,302	6,163	6,382

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成 24 年 4 月 1 日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 特記事項

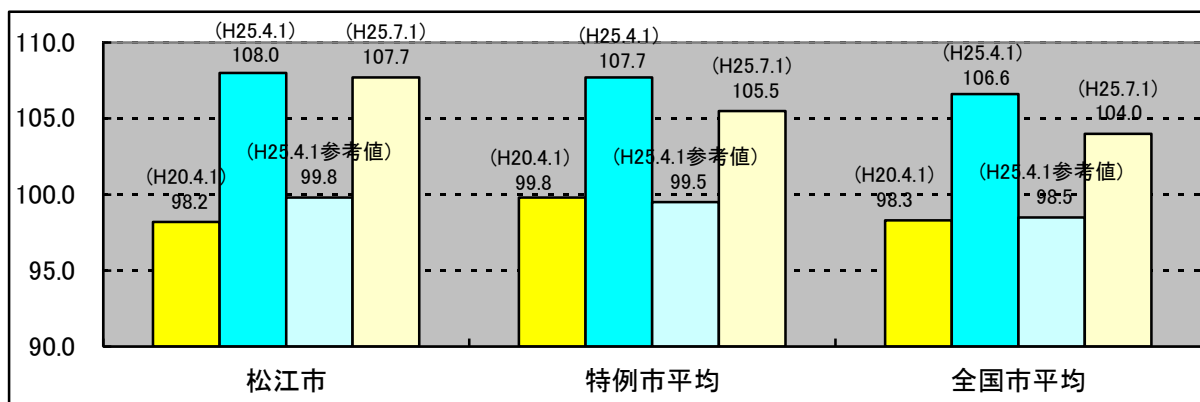
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施せず	行財政改革の一環として、平成 17 年の合併時から 10 年間で職員 400 人の削減に取り組んできているため。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料)・H25 年 4 月 1 日ラスパイレス指数 108.0 (参考値：99.8)	
(手当)	

(その他)

島根県人事委員会勧告の公民較差を反映させるため、平成 19 年度から本市独自に給与減額措置を実施しており、平成 25 年度は 0.6%（管理職員は行財政改革分として、さらに 2%加え 2.6%）の給与減額措置を実施しています。

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
松江市	45.8 歳	355,158 円	416,982 円	380,825 円
島根県	44.3 歳	339,401 円	410,701 円	366,192 円
国	43.1 歳	345,923 (374,068) 円	— 円	376,257 (405,463) 円
特例市	42.3 歳	328,044 円	415,453 円	377,186 円

※ () 内は、国の給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の月額です。

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
松江市	52.3 歳	348,482 円	375,961 円	357,723 円
うち給食調理員	49.0 歳	360,420 円	382,470 円	370,753 円
うち校務技師	59.0 歳	339,727 円	360,297 円	347,894 円
うち清掃職員	—	—	—	—
島根県	58.3 歳	384,447 円	428,516 円	396,696 円
国	49.9 歳	272,119 (286,850) 円	— 円	309,534 (325,400) 円
特例市	47.2 歳	324,166 円	386,748 円	362,478 円

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
松江市	38.6 歳	310,301 円	379,915 円	333,681 円
特例市	39.8 歳	316,411 円	410,359 円	364,711 円

④高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
松江市	44.1 歳	394,607 円	433,657 円	416,400 円
島根県	44.3 歳	386,721 円	436,149 円	— 円
特例市	44.5 歳	383,982 円	450,610 円	— 円

⑤幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
松江市	44.0 歳	338,841 円	378,910 円	353,564 円
島根県	46.0 歳	388,864 円	431,814 円	— 円
特例市	41.1 歳	319,938 円	371,382 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 25 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当等の全ての諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (= 時間外勤務等を除いたも) で算出しています。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額 (国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値 (減額前) です。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		松 江 市	島 根 県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	171,890 円	163,987(172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	139,847 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	146,435 円	— 円

消 防 職	大 学 卒	円 187,500	— —	— —
	高 校 卒	円 158,100	— —	— —
教 育 職 (高等学校)	大 学 卒	円 192,800	円 192,452	— —
教 育 職 (幼稚園)	大 学 卒	円 166,900	— —	— —
	短 大 卒	円 152,800	— —	— —

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大 学 卒	円 266,550	円 301,367	円 387,405	円 408,781
	高 校 卒	円 221,320	円 278,225	円 366,233	円 386,382
技能労務職	中 学 卒	円 —	円 —	円 296,033	円 —
消 防 職	大 学 卒	円 275,250	※円 315,900	円 408,900	円 —
	高 校 卒	円 245,717	円 292,367	円 363,143	円 397,433

(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

2 ※印は、当該階層の職員が3人以下のため近似の階層の職員を含めた平均額です。なお、近似の階層にも該当がない場合は、—印で示しています。

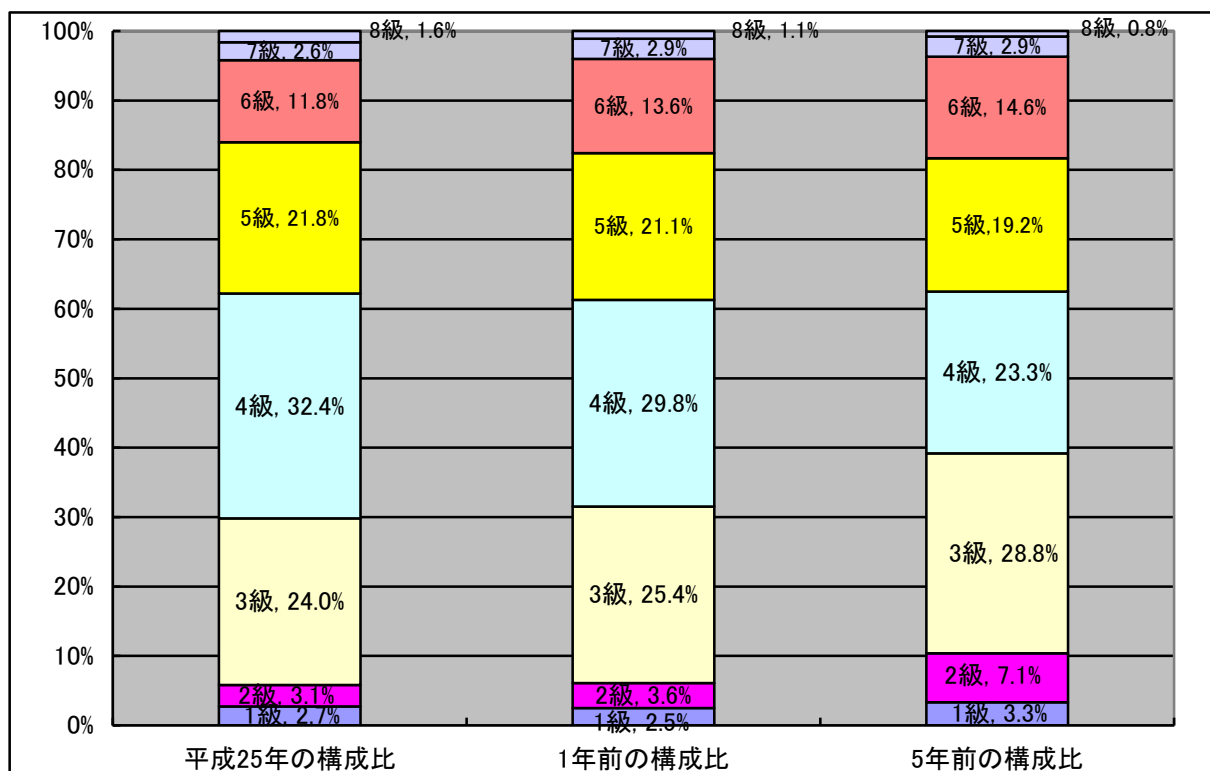
3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	23人	2.7%	135,600円	243,700円
2級	主任主事	26人	3.1%	185,800円	307,800円
3級	係長、副主任	204人	24.0%	222,900円	354,700円
4級	係長、主任	275人	32.4%	261,900円	388,300円
5級	主幹	185人	21.8%	289,200円	400,600円
6級	課長	100人	11.8%	320,600円	422,600円
7級	次長、部長	22人	2.6%	366,200円	456,200円
8級	部長	14人	1.6%	413,000円	478,200円

(注) 1. 「標準的な職務」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2. 「職員数」は、松江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況 (平成 25 年 1 月昇給)

所属長からの評定書に基づき、5段階の区分で昇給を決定している。

4. 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

松江市	島根県	国
1人当たりの平均支給額 (平成24年度) 1,399 千円	1人当たりの平均支給額 (平成24年度) 1,459 千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.30 月分 (1.25) 月分 (0.70) 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

松 江 市			国		
(支給率)	自己都合	定年・勸奨	(支給率)	自己都合	定年・勸奨
勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分	勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分
勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分	勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (4%~30%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1 人当たりの平均支給額			1 人当たりの平均支給額		
		2,930 千円			27,611 千円

(注) 1 1 人当たりの平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

2 平成 24 年度に行った定年前早期退職特例措置は、退職者の年度ごとの平準化及び新陳代謝の促進を目的に、平成 25 年 1 月 4 日から平成 25 年 1 月 31 日の間に早期退職の申請をした者に対して 4%~30%の加算措置をしています。

(3) 地域手当

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 24 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 24 年度決算)		0 円	
支給対象地域又は対象者	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東 京	18 %	0 人	18 %

(4) 特殊勤務手当

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 24 年度決算)		13,947 千円	
支給職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 24 年度決算)		46,962 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 24 年度)		17.2%	
手当の種類 (手当数)		21	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 24 年度決算)
税務手当	税務担当課職員	市税賦課徴収のため、臨宅して、調査、検査、納付の督促に従事した場合	364 千円
防疫等作業手当	感染症防疫従事職員	感染症防疫に従事した場合	0 千円
保健指導手当	保健師	結核患者等の家庭を訪問し、保健指導に従事した場合	29 千円
保険料賦課徴収手当	国民健康保険、介護保険担当課職員	国民健康保険料又は介護保険料賦課徴収のため、臨宅して、調査、検査、納付の督促に従事した場合	100 千円
			左記職員に対する支給単価
			日額 200 円 ~350 円
			日額 290 円
			日額 250 円
			日額 200 円 ~350 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成24年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅死病人業務手当	行旅死病人業務従事職員	旅行死亡人、病人を取り扱った場合	0千円	1回2,500円～5,000円
福祉業務手当	福祉事務所職員	福祉事務所職員で、生活保護法による保護業務に従事した場合	1,560千円	月額5,000円
		上記以外により臨宅して、調査、指導の現業事務に従事した場合	84千円	日額250円
清掃業務手当	廃棄物処理業務従事職員	廃棄物処理（犬猫死体処理を除く）及びねずみ、害虫等の駆除作業に従事した場合	578千円	日額300円
典礼作業手当	典礼職員	典礼の現場作業に従事した場合	164千円	日額350円
特殊作業用車乗務手当	特殊作業用車運転手	特殊作業用車の運転作業に従事した場合	21千円	日額120円～220円
危険作業手当	廃棄物処理業務従事職員	ごみ焼却工場等において、焼却炉内等の灰出し等の危険作業に従事した場合	62千円	1時間300円
使用料等徴収手当	使用料等徴収担当課職員	滞納に係る市営住宅家賃、下水道使用料、受益者負担金等の臨宅徴収に従事した場合	12千円	日額350円
滞納処分従事手当	市税、保険料、使用料徴収担当課職員	市税、国民健康保険料、介護保険料、家賃、下水道使用料等に係る差し押さえ等の滞納処分に従事した場合	254千円	1件400円
用地交渉手当	公共工事担当課職員	公共用地の取得等のために、土地所有者等と行う用地交渉等で市長が著しく困難であると認めるものに従事した場合	149千円	日額400円
高所・地下業務手当	高層建築物監督、検査等業務従事職員	地上10m以上又は地下4メートル以上の深所で行う業務に従事した場合	0千円	日額350円
公共土木施設災害応急作業手当	災害応急作業等従事職員	災害発生時に市が管理する河川、道路等の応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した場合	0千円	日額400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 24 年度 決算)	左記職員に対 する支給単価
教員特殊業務手当	高等学校教育職員	非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務、生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務、生徒の緊急の補導業務、週休日等に行われる対外運動競技、部活動等の指導業務に従事した場合	1,317 千円	月額 1,200 円 ～6,400 円
教育業務連絡指導手当	高等学校教育職員	市立の高等学校の教諭のうち、その職務が困難であるとして総務主任、教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事が当該職務に従事した場合	311 千円	月額 200 円
犬猫等処理手当	犬猫等死体処理作業従事職員	犬猫等死体の処理作業に従事した場合	0 千円	1 件 220 円
消防機関員手当	消防職員	消防吏員で機関員として従事した場合	1,724 千円	1 当務 150 円 ～200 円
災害出動手当	消防職員	消防吏員で水火災及びその他の災害に出動した場合	564 千円	1 回 200 円
救急出場手当	消防職員	消防吏員で救急業務のため出場した場合	6,654 千円	1 回 150 円 ～510 円
医師手当	医師の資格を有する職員	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務に従事した場合	0 千円	1 月 9 万円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 24 年度決算)	467,376 千円
職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 24 年度決算)	403 千円
支給実績 (平成 23 年度決算)	519,269 千円
職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 23 年度決算)	472 千円

(6) その他の手当

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 24 年度)	支給職員 1 人 当たり平均支給 年額 (平成 24 年度)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。 配偶者 13,000 円 配偶者のない職員の 1 人目 11,000 円 その他の扶養親族 1 人 6,500 円 特定期間 (満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末) の子の加算 5,000 円	同じ		千円 217,938	円 234,342

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 24 年度)	支給職員 1 人 当たり平均支給 年額 (平成 24 年度)
住居 手当	住宅を借りて月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給されます。 借家居住者 月額 23,000 円以下の家賃 家賃－12,000 円 月額 23,000 円を超える家賃 (家賃－23,000 円) × 1/2 +11,000 円 最高支給限度額 29,500 円	異なる	借家居住者の最高支給限度額及び持家居住者の手当額が異なる	千円 107,591	円 314,593
通勤 手当	通勤のため交通機関を使用又は交通用具を利用する場合に支給されます。(ただし、通勤距離が 2 km 未満の場合を除きます。) 交通機関利用者 最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者 2km～30 km 以上 3,200 円～22,300 円	異なる	交通用具使用者の距離区分が異なる	千円 160,958	円 105,893
単身 赴任 手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給されます。 23,000 円＋配偶者の住居との間の交通距離に応じた加算額 (6,000 円～45,000 円)	同じ		千円 522	円 522,000
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 部長級 88,500 円～94,000 円 次長級 70,800 円 課長級 33,200 円～58,200 円		国は俸給の特別調整額として支給 (33,200 ～ 117,500 円)	千円 143,371	円 654,664
休日 勤務 手当	休日等(祝日法による休日、年末年始の休日)において、正規の勤務時間に勤務した職員に支給されます。	異なる	勤務 1 時間当たりの給料額の算出方法が異なる。	千円 61,474	円 409,827
夜間 勤務 手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給されます。	異なる	勤務 1 時間当たりの給料額の算出方法が異なる。	千円 2,630	円 52,606
宿日直 手当	宿日直を命ぜられた職員に対して支給されます。(時間外勤務手当、休日勤務手当は支給されません。) 一般の宿日直 4,200 円 施設の宿日直 5,900 円	同じ		千円 8	円 8,000

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 24 年度)	支給職員 1 人 当たり平均支給 年額 (平成 24 年度)
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営上の必要により、週休日又は休日に勤務した管理職員に支給されます。 勤務 1 回につき 3,000 円～10,000 円 ※ 勤務時間が 6 時間を超える場合は、上記金額に 150/100 を乗じた額が支給されます。	異なる	国は、 4,000 円～ 12,000 円 /回	千円 5,154	円 214,750
義務教育等教員特別手当	市立の高等学校に勤務する教育職員に対して、20,200 円を超えない範囲で、職務の級及び号給に応じて支給されます。			千円 1,803	円 69,358
災害派遣手当	災害対策基本法に規定する災害応急対策又は災害復旧のために他の公共団体等から派遣された職員に支給されます。 1 日につき 3,970 円～6,620 円			千円 —	円 —

5. 特別職の報酬等の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等	備 考
給料	市長 副市長 教育長	1,026,000 円 (972,000 円) 836,000 円 (792,000 円) 717,000 円 (680,000 円)	() 内は特例減額措置により 5 %相当額を減額した後の実支給額です。
報酬	議長 副議長 議員	584,000 円 504,000 円 475,000 円	
期末手当	市長 副市長 教育長	(平成 24 年度支給割合) 6 月期 1.40 月分 12 月期 1.55 月分 計 2.95 月分	
	議長 副議長 議員	(平成 24 年度支給割合) 6 月期 1.40 月分 12 月期 1.55 月分 計 2.95 月分	
退職手当	市長 副市長 教育長	(算 定 式) 102.6 万円×在職月数×38.7/100 83.6 万円×在職月数×25.3/100 71.7 万円×在職月数×19.7/100	(支給時期) 任期毎に支給